

函館市就学援助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒の保護者ならびに経済的理由によって就学困難と認められる就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、小学校または義務教育学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）の保護者に対して、函館市が必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことによって、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象者は、国公立の小学校、中学校または義務教育学校に在籍している児童および生徒の保護者ならびに国公立の小学校または義務教育学校への就学予定者の保護者であって、市の区域内に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(準要保護者の認定基準)

第3条 準要保護者の認定基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとし、その適用の細目は、教育委員会が別に定める。

- (1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条に基づく国民年金の掛金の全額免除
- キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金による貸付

(2) 職業安定所登録の日雇労働者

(3) 保護者の属する世帯の前年（ただし、認定の申請が1月1日から6月30日までの間である場合にあっては前々年）の総収入額が、平成30年度生活保護基準により次の算式で計算した認定基準額以下の者

【〔生活扶助本体（生活扶助第1類および第2類）＋教育扶助（基準額・学級費等・給食費・学習支援費）＋住宅扶助＋母子加算＋障害者加算＋基礎控除〕×12箇月＋生活扶助第2類冬季加算額×7箇月】×1.5

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に援助が必要と教育委員会が認める者

（就学援助費目）

第4条 就学援助費目は、次のとおりとし、対象者の区分に応じた支給費目の詳細は、教育委員会が別に定める。

- (1) 給食費
- (2) 医療費
- (3) 学用品購入費等
 - ア 学用品費
 - イ 通学用品費
 - ウ 宿泊を伴わない校外活動費

- エ 生徒会費
- オ P T A会費
- カ 体育実技用具費
- キ 宿泊を伴う校外活動費
- ク 新入学児童生徒学用品費等

(4) 修学旅行費

(5) 通学費

(就学援助費目の金額)

第5条 就学援助費目の金額は、教育委員会が別に定める。

(申請)

第6条 就学援助の受給を希望する保護者は、教育委員会が別に定める就学援助費受給申請書に必要な書類を添付して、児童または生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を通じ、教育委員会に提出するものとする。ただし、第2条第1号に規定する者については、この限りではない。

2 学校長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を記入のうえ、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項にかかわらず、就学予定者の保護者にあつては、教育委員会が別に定める方法により、教育委員会に申請するものとする。

(認定等)

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査、その他必要に応じた調査を行い、第2条に規定する就学援助の対象者であると認めるときは、就学援助費の支給を決定し、第2条に規定する就学援助の対象者でないと認めるときは、就学援助費の不支給を決定する。

2 前項の規定による決定をしたときは、その結果を学校長および保護者に通知しなければならない。

(就学援助費の支給)

第8条 就学援助費は、認定期間の最初の月分から支給する。ただし、市の区域外からの転入者に係る給食費の支給については、認定期間の

給食回数に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の市区町村の学校の設置者等から第4条各号に規定する費目に対する支給を受けているときは、これに相当する就学援助費は支給しないものとする。
- 3 就学援助費の支給については、原則として第7条により就学援助費の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支給するものとする。ただし、医療費については受給者からの請求があった場合、医療券を受給者に交付し、児童または生徒が受診した医療機関の請求に基づき、口座振替の方法により支払うものとする。

（届出義務）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに学校長に届け出なければならない。

- (1) 生活保護法による保護の開始または廃止があったとき。
 - (2) 住所・氏名の変更があったとき。
 - (3) 金融機関・預金口座の変更があったとき。
 - (4) その他、就学援助費受給申請書の内容に変更があったとき。
- 2 学校長は、前項の届出を受理したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消）

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号の一に該当した場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 受給者から書面により辞退の申し出があったとき。
- (3) 不正の手段により就学援助費の支給をうけたとき。

（就学援助費の返還）

第11条 教育委員会は、受給者が就学援助費の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消したとき、または児童もしくは生徒の長期欠席や行事の不参加等の理由により就学援助費の支給が不要となったときは、支給した就学援助費の全部または一部を返還させるものとする。

- 2 受給者は、教育委員会から既に支給された就学援助費の全部または一部の返還通知を受けたときは、定められた手続きにより、速やかに返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 函館市就学援助実施要綱第6条第3項の規定に基づく申請に係る改正後の函館市就学援助実施要綱の規定は、令和4年12月8日から適用する。